

特定処遇改善手当の取り組み

社会福祉法人 ジェイエイ新ふくしま福祉会

介護職員等特定処遇改善加算の取組み

令和元年10月の介護報酬改定において、新たに経験・技能のある介護職員に重点化した介護職員の更なる処遇改善を図る「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行い、介護職員等の賃金改善に努めています。

I. 特定処遇改善に関する賃金改善内容

- ① 賃金改善項目 : 特定処遇改善手当を新設して令和元年10月分給与より支給
- ② 賃金改善職員 : (A) 経験・技能のある介護職員
(B) その他の介護職員
(C) その他の職員(年収440万円未満の者)
※経験・技能のある職員の考え方は、介護福祉士の資格を有し、10年以上の経験を基本とし 同一法人での経験だけでなく、他法人・医療機関等での経験も通算する。
- ③ 賃金改善方法 : (A)経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、(B)その他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較し高いこと。
(B)その他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、(C)その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上であること。

II. キャリヤパス要件について

- ① 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
- ④ 介護職員の資質向上
・外部研修会への積極的に参加し、自己評価を実施するとともに、管理者並びに上席者による面談の実施により能力評価を行う。
- ⑤ 資格取得を目指す職員に対し、研修費用の助成・休暇の付与・勤務シフトの調整実施。
- ⑥ 経験・資格等に応じて昇給する仕組みを設けている。

III. 職場環境要件について

- ① 資質向上の支援
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援等
- ② 労働環境・処遇改善に関すること
・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
・有給休暇が取得しやすい環境整備
・健康診断(短時間勤務労働者も含む)・ストレスチェックの実施
・事故・トラブルへの対応マニュアル作成

- ・業務手順書作成、記録・報告様式の工夫による作業負担軽減

③ その他

- ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化

- ・地域包括ケアの一員としての、地域の児童・生徒や住民との交流